

令和3年度 税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

＜はじめに＞

昨年末から広がった新型コロナウイルス感染症は世界各国に拡大し、多くの死者・感染者を出し、社会生活に甚大な被害をもたらしている。未だ世界では増え続ける中でも、日本は収束に向かってはいるが、第二波の兆候が見られることもあり予断は許さない状況である。その中でも社会生活、経済活動は徐々に戻りつつあるとはいえ、緊急事態宣言や自粛等による数か月間の閉鎖や縮小で中小企業は限界にきており、事業の継続に影響が及んでいる。

中小企業は日本経済の基盤であり、雇用や地域経済に多大なる貢献をしている。そのためにも、中小企業が引き続き事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速に行うことが急務である。

感染症が収束していく中で、日本経済の回復に向けた施策に主眼を置きながら、引き続き、これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が必要である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

＜基本的な課題＞

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

我が国の財政は、社会保障関係費の増大等を背景に財政健全化に向けた道筋が極めて不透明である。全ての団塊世代の人が75歳以上の後期高齢者となる2025年度以降は社会保障費の一層の増加は明らかである。2025年度までには2020年度から先送りされた基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化の実現が必要である。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済状況の悪化を考慮し、国会議員の歳費を2割削減する改正歳費法が成立したが、引き続き目標と具体策を策定し、歳出改革を断行することが急務である。

特に社会保障制度についての抜本的な改革が不可欠である。構造改革を行い社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

- (1) 年金制度については、将来世代が安心できる持続可能な制度にするためにも、給付と負担の見直しが必要である。また、高齢者の就労意欲を削がないよう受給開始年齢の引き上げも考慮する必要がある。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。予防や健康づくりの取り組みに対して、財政面でのインセンティブ措置を進めていくべきである。
- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、受給条件や水準を見直すとともに不正受給防止に努める。また、受給者の自立支援も併せて行う。
- (5) 少子化対策については、企業任せでなく、子どもは社会全体で育てるという制度として、出産や育児のサポートをしていくべきである。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。国、地方の議員及び職員の定数削減と機構のスリム化によるコスト削減、特殊法人の整理による支出削減を徹底し、小さな政府を望む。民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図り、無駄を徹底的に排除すると共に、歳出の使途を明確化し情報公開を実施する。そして、我々国民は国政を厳しくチェックする役割を、今まで以上に果たすべきである。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

令和元年10月の消費税改正に合わせて軽減税率が実施された。軽減税率制度は軽減対象品目の判定が難しく、納税者の事務負担や現場での混乱が生じている。また、事業者は設備投資等の負担もあり、執行コストが高くならざるを得ない。したがって、単一税制にすべきである。

また、令和5年10月から導入予定のインボイス方式（適格請求書等保存方式）は、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が仕入税額控除の要件としているが、適格請求書を交付できるのは、税務署長に申請、

登録した課税事業者に限られている。免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができないため、免税事業者が取引から排除されるおそれがある。中小・零細企業への影響を含めて検討すべきである。

5. マイナンバー制度 等

マイナンバーは運用開始しているにもかかわらず、国民や事業者が正しく理解がされているとは言えない。そのため、令和2年4月段階で普及率は16%程度しかない。令和3年3月よりマイナンバーカードが健康保険証としての利用が開始されることで普及が促進されていくと考えられるが、更なる周知に取り組んでいく必要がある。

但し、運用に当たっては個人情報の流出等に対する防衛措置を徹底するのは前提である。

また、マイナンバーの利便性向上等を一層進めていくことが重要である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率のあり方

平成28年度税制改正において国・地方を通じた法人実効税率がようやく20%台に引き下げられたことは評価するところではあるが、今や20%台前半が主流となりつつある欧州やアジア主要国と比較して、依然として大きく遅れている。こうした国際的な流れを踏まえ、欧州やアジア主要国並の法人実効税率20%台前半への更なる引き下げを要望する。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

平成31年度税制改正において中小法人に適用される軽減税率の特例15%の適用期限が2年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するように求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円程度に引き上げることを要望する。

3. 事業承継税制の拡充 等

平成30年度税制改正で、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度について、事業承継税制の特例が創設され、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、10年間の抜本的改革が行われたことは評価するが、中小企業がより円滑な事業承継を行うためには、まだ不十分であることから、さらなる見直しで、本格的な事業承継税制の創設を求める。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

景気の基盤は依然としてぜい弱なままであり、さらには地方の中小企業等にとっては、未だ景気の回復を実感できるレベルには無いことから、地方に目を向け、地方からの景気回復を目指した施策の充実を図る。

ふるさと納税制度により一部の自治体は税収の改善や活性化がなされているようだが、納税者が関わりのない自治体に納税することは本来の目的とは異なる。返礼品という制度ばかり注目されている現状も含め制度の見直しが必要である。

2. 財政・行政の効率化 等

地方行財政改革のためには、国と地方の役割分担を明確にした上で権限を委譲し、地方も広域行政による効率化を図り、地方の自主決定により地域特性を活かした経済発展を目指すべきである。また、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

行政は民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図るべきである。

<税目別>

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充 等

役員給与は原則損金算入とすべきで、現行制度では取扱いが限定されており、特に報酬等の改正には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すことを求める。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方

多様な働き方を見据えて、いわゆるフリーランスの人達を支援するために給与所得控除、基礎控除の改正がなされたが基礎控除の大幅な拡充は広く、薄く税を徴収する事に対しては逆行する。また給与生活者以外への所得補足の強化が当然必要で、そうでなければ給与所得者の不公平感が増大する。

2. 各種控除制度の見直し 等

2018年度税制改正で「配偶者控除限度額」が150万円以下に引き上げられたが、「社会保険扶養適用外基準」は130万円のままである。また、一方で住民税が発生する「100万円の壁」も存在するため、被雇用者は、各々が選択した所得範囲内で働くことになる。中小事業者にとって働き手の確保が難しい中で、このことは深刻な問題である。全ての基準を所得税の配偶者控除適用所得額と同額の150万円まで引き上げることを求める。

また、現在、扶養控除の金額は第1子、第2子とも変わらないが、第1子よりも第2子、第2子よりも第3子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うことで、税制面から子育て世代を応援する扶養控除制度の確立を主張する。

Ⅲ. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

相続税は、基礎控除額の引下げにより、わが国の相続税負担感が増している。基礎控除額を改正前に戻すよう要望する。

贈与税については、これ以上の課税強化は行うべきでなく、経済活性化の為に贈与税の基礎控除金額110万円を拡大すべきである。

Ⅳ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し 等

地方の自主財源として大きな比重を占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われているが、居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に、商業地等の宅地の評価はより収益性を考慮した評価方法を取り、軽減の方向で見直すべきである。

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないばかりか、我が国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制であるため、償却資産に対する固定資産税は廃止することを求める。

<その他>

Ⅰ. 震災復興等

震災復興税制については効率的に消費し、可能な限り早期に復興措置を達成し、特別徴収の解除を実現するべきである。また、同時に防災、減災対策の推進は、税制上の優遇措置も含めて国が総括的に支援していくことが求められる。

Ⅱ. 租税教育

現行の小学校、中学校、高等学校の各教育課程における租税教育の取り上げ方は極めて低く、我が国における租税の意義を理解させるには、十分な内容とはなっていない。加えて、これを教育する側の地方公務員を中心とする教育関係者の租税に関する認識も極めて不十分な状況にある。

納税者としての意識及び社会の構成員としての責任を自覚させ、租税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民を育むため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

Ⅲ. 印紙税

電子取引が一般化してペーパーレス化が著しく進展する中で、紙媒体の取引のみに課税する印紙税は、課税の公平性を阻害するだけでなく、契約内容により印紙税の対象になる取引、対象にならない取引の区分けが難しい上、消費税との二重課税の問題もある。合理性を失っているため、即刻廃止すべきである。



＊右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますかな？（答えは9頁にあります）

7つの
間違い探し

【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう） イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大学法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。